

令和7年国勢調査の実施について ～みんなでつくろう 日本の未来～



国勢調査は、日本に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要で基本的な統計調査です。大正9年（1920年）に第1回調査が行われて以来、5年ごとに実施されており、令和7年（2025年）の調査で22回目を迎えます。この調査から得られる人口や世帯構成などの情報は、私たちの暮らしに欠かせない様々な行政施策の基礎資料として、幅広く活用されます。みなさんのご回答が、より良いまちづくりにつながりますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。

1. 調査の対象

令和7年10月1日現在、日本国内にふだん住んでいるすべての人（外国人を含む）および世帯が対象となります。

2. 調査の時期と方法

調査の基準日：令和7年10月1日 午前0時

調査の方法：調査員調査（調査員が各世帯に訪問して調査します。）

3. 調査書類の配布（9月20日～30日）

町が任命した調査員が各世帯を訪問し、調査書類一式（ID、パスワードなど）を配布します。

4. 回答方法（インターネット回答は9月20日から可能）

以下のいずれかの方法で10月8日までにご回答ください。回答にあたっては便利で安全なインターネット回答をぜひご利用ください。

▶ インターネット回答【推奨】

スマートフォンやパソコンから、24時間いつでも回答できます。

▶ 郵送での提出

紙の調査票に記入し、郵送で提出します。

▶ 調査員による回収

ご希望の場合は、調査員が後日改めて訪問し、調査票を回収します。

【国勢調査 よくあるご質問（Q&A）】

質問 1. 個人情報 はきちんと守られますか？

（回答）統計法により、調査員をはじめ国勢調査に従事する者には厳格な守秘義務が課せられています。また、ご回答いただいた内容は、統計を作成する目的以外（税金の徴収など）に使用することは固く禁じられています。厳重に管理されますので、安心してご回答ください。

質問 2. 必ず答える なければいけませんか？

（回答）統計法では、調査対象となるすべての人に報告する義務（報告義務）が定められています。日本の今を正確に把握し、未来の施策に活かすため、みなさん一人ひとりのご回答が必要です。

質問 3. 調査員 かどうかは、どうすれば分かりますか？

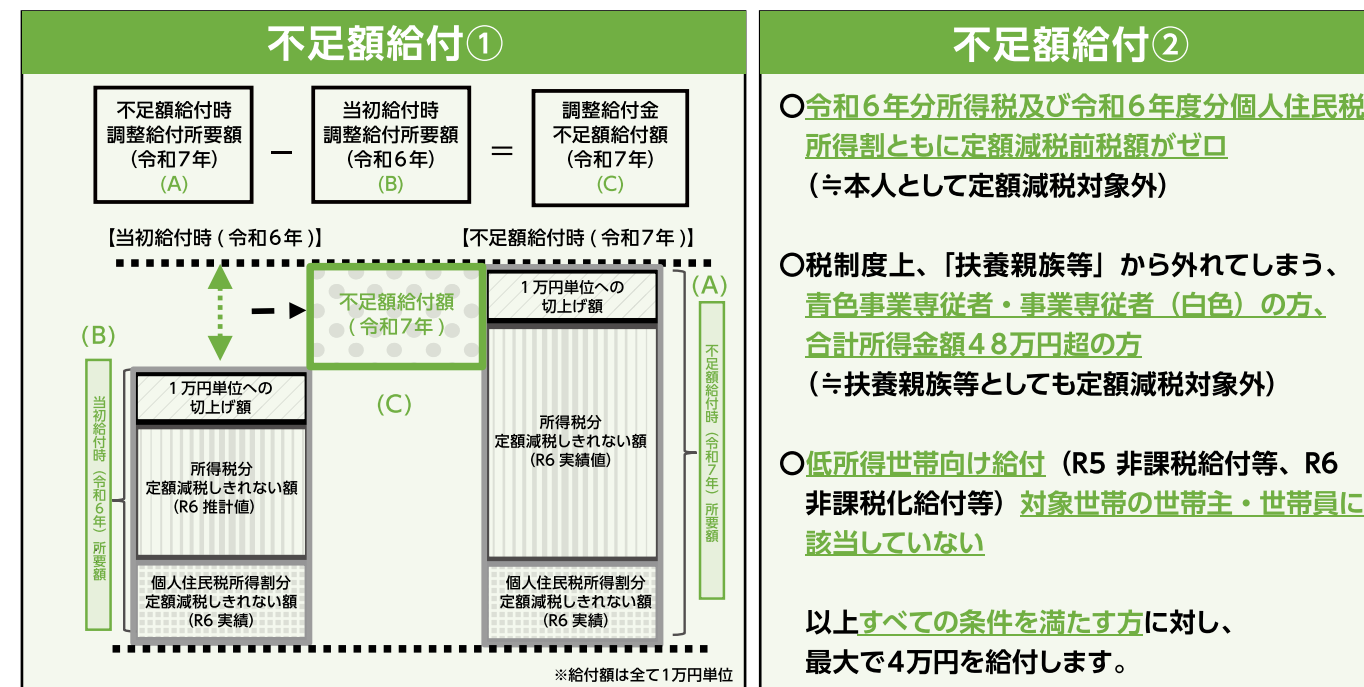
（回答）国勢調査員は、その身分を示す「調査員証（顔写真付き）」と青色の調査バックを必ず携帯しています。訪問の際には、必ずご確認ください。また、国勢調査をかたって個人情報を聞き出そうとする「かたり調査」にご注意ください。調査員が電話や電子メールで個人情報をお聞きしたり、金銭を要求したりすることは絶対にありません。不審に思われた場合は、その場で回答せず、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

問合せ 企画政策課 ☎72-1214

令和7年度山都町定額減税調整給付金のご案内 （不足額給付）

「不足額給付」とは？

- 定額減税（住民税所得割から1万円、所得税から3万円）において、令和6年度に実施した調整給付（減税しきれないと見込まれる方への給付）について、支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行うものです。



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりません。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額返還の必要はありません。

給付金の支給手続き

○「令和7年度山都町定額減税調整給付金（不足額給付分）支給のお知らせ」が届いた方

- ・ **申請不要**で給付金を受け取れます。
- ・ 振込先の口座を変更する際は、**振込予定日の1週間前までに**役場窓口（本庁福祉課・各支所住民福祉係）にて手続きが必要です。

※ 振込を希望する口座の口座番号が分かるもの（通帳またはキャッシュカード）をお持ちください。

○「令和7年度山都町定額減税調整給付金（不足額給付分）支給確認書」が届いた方

- ・ 給付金を受け取るには、**返信が必要**です。
- ・ 確認書に必要事項を記入し、**口座番号がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）の写しと一緒に**ご返送ください。

○対象となる方で「支給のお知らせ」「支給確認書」のどちらも届いていない方

転入者の方や年度途中の税額修正があった方などは、不足額給付の算定ができていない可能性があります。申請が必要となりますので、問い合わせ先までご連絡ください。

申請・口座登録期限：令和7年10月31日必着



「令和7年度山都町定額減税調整給付金」（不足額給付）を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！